

生糸の輸入に係る調整等に関する法律に基づく生糸の輸入通関手続きについて

平成 15 年 9 月 30 日財関第 1027 号
改正 平成 17 年 9 月 30 日財関第 1238 号
改正 平成 19 年 5 月 17 日財関第 641 号

標記のことについて、別紙のとおり、農林水産省生産局長から依頼があったので、平成 15 年 10 月 1 日からこれにより実施されたい。

平成 15 年 9 月 26 日 15 生産第 4180 号
改正 平成 17 年 9 月 29 日 17 生産第 3473 号

財務省関税局長 殿

農林水産省生産局長

生糸の輸入に係る調整等に関する法律に基づく生糸の輸入通関手続きについて

生糸の輸入に係る調整等に関する法律（昭和 26 年法律第 310 号）第 2 条及び第 7 条第 1 項の規寅に基づく生糸の輸入通関手続きについては、下記の取扱いに従って処理していただきたく御協力をお願いします。

なお、この取扱いについては、平成 19 年 5 月 21 日から実施します。

おって、「生糸の輸入に係る調整等に関する法律及び農畜産業振興事業団法に基づく生糸の輸入通関手続について」（平成 10 年 3 月 25 日付け 10 農産第 2410 号農林水産省農産園芸局長通知）は廃止します。

記

1 対象となる生糸

生糸の輸入に係る調整等に関する法律（以下「法」という。）第 2 条及び第 7 条第 1 項の規定に基づく生糸の輸入に関する措置の対象となる生糸は関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表（関税率表）第 5002.00 号－2 に該当する生糸であり、同表第 5002.00 号－1 の野蚕のものは本措置の対象とならない。

2 税関による確認の時期及び方法

(1) 機構による生糸の輸入

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が法第 2 条の規定に基づき農林水産大臣の承認を受けて輸入する生糸を輸入業者に委託して輸入する場合におい

て、当該生糸が機構から輸入の委託を受けた生糸であるかどうかについての確認の時期及び方法については、次によるものとする。

① 確認の時期

輸入申告の際

② 確認の方法

2

機構は当該輸入業者に「輸入生糸入港報告書」（機構の生糸輸入業務委託要領様式第4号。以下「報告書」という。）（別添1）を交付し、輸入申告の際に提出させるので、報告書の数量（正量）欄の記載内容と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び機構理事長又は事務所長の押印（別添2）を確認する。

なお、数量の確認については、±3%のアローアンスを認めて差し支えない（後記(2)の場合における数量の確認についても同様とする）。り

(2) 機構以外の者による生糸の輸入

① 実需者（農林水産大臣の認定を受けた者）による輸入

法第7条第1項の規定に基づき機構に生糸の売渡しをする者であって法第11条第1項の規定に基づき農林水産大臣の認定を受けた者が生糸を輸入する場合において、当該生糸が当該認定に係るものであり、機構による買入れ・売戻しの承諾を受けたものであるかどうかについての確認の時期及び方法については、次によるものとする。

ア 確認の時期

輸入申告の際

イ 確認の方法

機構は当該輸入者に「実需者輸入に係る生糸の買入れ・売戻し承諾書」（機構の輸入生糸買入売戻実施要領（以下「要領」という。）様式第1号。以下「実需者承諾書」という。）（別添3）を交付し、輸入申告の際に提出させるので、実需者書の数量（正量）欄の記載内容と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び機構理事長又は事務所長の押印（別添2）を確認する。

② 一般者（農林水産大臣の認定を受けない者）による輸入

法第7条第1項の規定に基づき機構に生糸の売渡しをする者であって法第11条第1項の規定に基づく農林水産大臣の認定を受けない者が生糸を輸入する場合において、当該生糸が当該認定を受けていないものであり、機構による買入れ・売戻しの承諾を受けたものであるかどうかについての確認の時期及び方法については、次によるものとする。

ア 確認の時期

輸入申告の際

イ 確認の方法

機構は当該輸入者に「一般者輸入に係る生糸の買入れ・売戻し承諾書」（要領様

式第2号。以下「一般者承諾書」という。) (別添4) を交付し、輸入申告の際に提出させるので、一般) 者承諾書の数量(正量) 欄の記載内容と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び機構理事長又は事務所長の押印(別添2) を確認する。

3 輸出貨物製造用生糸の取扱い

輸出貨物製造用生糸については、保税工場で使用され、製造品として輸出される場合に限り機構への生糸の売渡しは要しないが、当族生糸を保税工場で使用せず生糸のまま国内転用する場合は機構への売渡しを要することとなるので、この場合の税関による確認の時期及び方法は、次のとおりとする。

ア 法第11条第1項の規定に基づき農林水産大臣の認定を受けた者がその認定の範囲内で当該生糸を国内転用する場合には、前記2の(2)の①による。

イ ア以外の場合には、前記2の(2)の②による。

4 機構への売渡しを要しない者の取扱い

生糸の輸入に係る調整等に関する法律施行令(昭和27年政令第21号)第3条の規定に基づき関税定率法第14条、第15条第1項、第16条第1項又は第19条の2第1項の規定によりその関税が免除される生糸を輸入する者については、税関において特段の書類の確認を要しない。

5 通関の際に疑義を生じた場合の取扱い

前記1に関して疑義が生じた場合は横浜又は神戸の独立行政法人農林水産消費技術センターに、前記2に関する事項について疑義が生じた場合は機構に協議の上処理することとする。

別添 1
様式第 4 号

輸入生糸入港報告書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
事務所長 殿

受託者 住 所
名 称
代表者 (印)

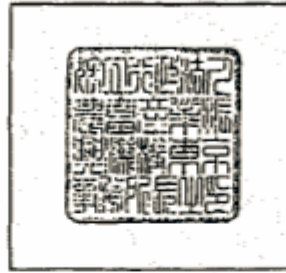
委託契約月日及び番号									
原 産 国									
積 載 船 名									
船 荷 証 券 番 号									
船 積 年 月 日									
入 港 年 月 日									
輸 入 港 名									
発 送 人 住 所 ・ 氏 名									
荷 受 人 住 所 ・ 氏 名									
検査番号	織 度	品 位	数 量		備 考				
			俵 数	正 量					
	中	等級	俵	kg					
計									
機 構 確 認 欄	上記の生糸は、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第 263 条第 1 項第 7 号の規定による委託に係る生糸であることを確認する。 No. 平成 年 月 日 独立行政法人農畜産業振興機構 事務所長 (印)								

(注) 当該原産国に生糸の品位及び正量を検査する横間がない場合においては、検査番号欄には包装明細書の番号を、正量欄には正味重量を、それぞれ記入してください。

(別添 2)



独立行政法人



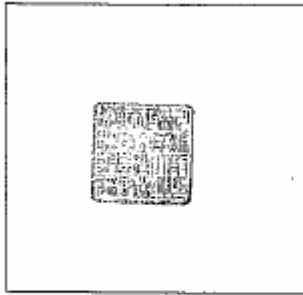
独立行政法人



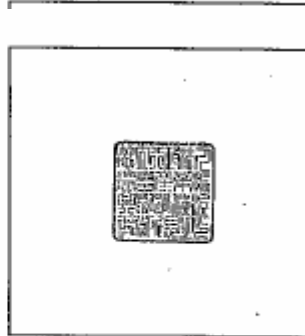
独立行政法人農畜産業振興機構大阪事務所の印

(別添 2)

(別添 2)



独立行政法人農畜産業振興機構大阪事務所の印



独立行政法人農畜産業振興機構大阪事務所の印

別添 3
様式第 1 号

実需者輸入用

実需者輸入用生糸売渡・買戻申込書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
事務所長 殿

申込人（絹業を営む者又はその団体）
住 所
氏名又は名称及び代表者氏名 (印)
代理人
住 所
氏名又は名称及び代表者氏名 (印)

生糸の輸入に依る調整等に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、輸入に係る生糸を下記により貴機構へ売り渡し、かつ、買い戻したく、独立行政法人農畜産業振興機構輸入生糸買戻実施要領を了知のうえ、所定の書類を添えて申し込みます。

記

(1)売り渡す生糸	原産地(国)	種類	織度及び数量		総正量(kg)
			中(俵)	中(俵)合計 俵	(A)
(2)上記生糸に係る	①輸入申告をする税関名				
	②輸入申告をする日		平成 年 月 日		
	③蔵置場所				
	④輸入申告すべき価格(CIF)		円(B)		
	⑤認定番号・左記番号に係る生糸の輸入時期		(認定番号) ・ (輸入時期)		
	⑥船名・B/L 番号		(船名) ・ (B/L 番号)		
(3)売り渡す価格	*(B)の数量を記入				円(C)
(4)買い戻す価格	┌*(A)の価格を記入 ┐*当該適用期間における農林水産大臣が定めた1kg当たりの額 (B)+ kg× 円=				円(D)
(5)売買差額	*(D)-(C)				円

注 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

実需者輸入用

実需者輸入に係る生糸の買入れ・売戻し承諾書

承諾番号

平成 年 月 日

殿

独立行政法人農畜産業振興機構
事務所長

(印)

上記の申請については承諾します。この承諾書を交付することにより、独立行政法人農畜産業振興機構輸入生糸買戻実施要領に定める実需者輸入に係る生糸の買入れ及び売戻しの契約が成立しました。

なお、この承諾は関税法第 70 条第 1 項の許可、承認等とみなされます。

別添 4
様式第 2 号

一般者輸入用

一般者輸入用生糸売渡・買戻申込書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
事務所長 殿

申込人

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名 (印)

代理人

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名 (印)

生糸の輸入に依る調整等に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、輸入に係る生糸を下記により貴機構へ売り渡し、かつ、買い戻したく、独立行政法人農畜産業振興機構輸入生糸買入売戻実施要領を了知のうえ、所定の書類を添えて申し込みます。

記

(1)売り渡す生糸	原産地(国)	種類	織度及び数量		総正量(kg)
			中(俵)	中(俵)合計	(A)
(2)上記生糸に係る	①輸入申告をする税関名				
	②輸入申告をする日		平成 年 月 日		
	③蔵置場所				
	④輸入申告すべき価格(CIF)		円(B)		
	⑤船名・B/L 番号		(船名) ・ (B/L 番号)		
(3)売り渡す価格	* (B) の数量を記入				円(C)
(4)買い戻す価格	r * (A) の価格を記入 (B) + kg × 3,910 円 =				円(D)
(5)売買差額	* (D) - (C)				円

注 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

一般者輸入用

一般者輸入に係る生糸の買入れ・売戻し承諾書

承諾番号

平成 年 月 日

殿

独立行政法人農畜産業振興機構

事務所長

(印)

上記の申請については承諾します。この承諾書を交付することにより、独立行政法人農畜産業振興機構輸入生糸買入売戻実施要領に定める一般者輸入に係る生糸の買入れ及び売戻しの契約が成立しました。

なお、この承諾は関税法第 70 条第 1 項の許可、承認等とみなされます。